

消費者トラブルに 気をつけよう!!

消費者を取り巻く環境は急速に変化しています。インターネットなど情報化の普及に伴い、未成年者から高齢者まで幅広い年齢層で消費者トラブルが発生しています。消費者として、必要な知識や正しい情報を得ながら『消費生活力』を高め、消費者トラブルにあわないように気をつけましょう。

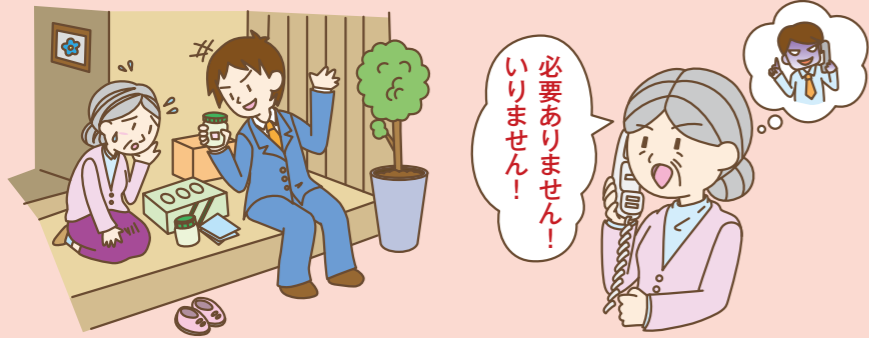


被害にあわないために

- ① うまい話は信用しない
- ② 本当に必要かよく考える
- ③ 今すぐと迫られても、すぐに決めない
- ④ 必要なければ、きっぱり断る
- ⑤ 契約内容や利用規約などを確認する
- ⑥ 署名や押印は慎重にする
- ⑦ 迷った時は早めに相談する

訪問販売・電話勧誘販売によるトラブル

突然の訪問や電話で、商品やサービスを勧め、契約させる商法。



アドバイス

- 訪問販売員を安易に家に入れない。
- 身分証や名刺などの提示を求めて本人確認をする。
- 「必要ありません」「いりません」ときっぱり断る。訪問や電話での再勧誘は法律で禁止されています。
- 電話勧誘の場合は早めに電話を切る。
- 契約の書面は必ず受け取る。
- 工事などの契約の場合は複数業者から見積りをとる。

インターネットトラブル

インターネットは、パソコンや携帯電話などで気軽に、情報収集、買い物やゲーム、電子メールや電子掲示板など、私たちの暮らしと切り離せなくなっています。被害は年々低年齢化しており、小学生から高齢者まで幅広く様々なトラブルが発生しています。



ワンクリック詐欺

Q アダルトサイトの年齢確認をクリックしたら、登録料金の請求画面が表示され消えなくなった。

- 登録の確認画面や、訂正できる画面がなければ、契約は成立しないため、支払いは不要です。
- 自分から表示されている問合せ先に連絡しない。
- 必ずサイトの利用規約を確認する。
- 興味本位や好奇心だけでサイトを見ない。
- 貼り付いた画面の削除方法がありますのでご相談ください。

架空請求

Q 身に覚えのない、有料サイト利用料金の請求がメールで届いた。
※ハガキや電話の場合もあります。

- 身に覚えがなければ支払わない。
- 自分から請求先に連絡しない。

サクラサイト商法

Q 「芸能人の悩みを聞いてほしい」「節税のためにお金をあげる」とメールがあった。その後、別のサイトに誘導され高額のポイントを購入させられた。

- 芸能人、社長、弁護士、占い師などになりました「サクラ」が、有料サイトに誘導する手口。
- 本人かどうか確認できない相手とのメール交換はしない。
- 相談の報酬やお金を受け取ってほしいなどの、うまい話は信用しない。

インターネットショッピング・オークション

Q インターネットで商品を購入し、お金を振り込んだが商品が送られてこない。

- 購入前に販売店の住所、電話番号、代表者名などが、きちんと記載されているか確認する。
- 必ずサイトの利用規約を確認する。
- 信頼がおける店かどうか、会社の情報や評価などをチェックする。
- 代金の支払いは先払いを避け、代金引換などを利用する。
- クーリング・オフができないので、返品条件をよく確認する。

オンラインゲーム

Q 小学生の子どもが、無料でゲームができると思い込み、勝手に携帯電話のサイトにアクセスしたら高額な請求が届いた。

- 無料のゲームでも、通信料や有料アイテム購入により、お金がかかることもあります。保護者が適正に管理しましょう。
- 子どもが携帯電話を使用する場合は、携帯電話会社のフィルタリング（有害サイトアクセス制限サービス）などを利用しましょう。

フィッシング詐欺

Q 金融機関から「システムトラブルが発生したので、会員情報の再入力をお願いします。」というメールが届いたので、IDとパスワードなどの個人情報を入力してしまった。

- 実在する金融機関やカード会社を名乗り、利用者を巧みにニセのホームページに誘導し、個人情報を入手するためのメールです。
- 金融機関は、メールでIDやパスワードなどを問い合わせることはありません。

マルチ商法・ネットワークビジネス

「商品を紹介するだけで簡単にもうかる」などと言って販売組織に勧誘して、商品やサービスの契約をさせる商法。



アドバイス

- 一部の成功例に、惑わされて契約しない。
- クーリング・オフ（契約から20日間）ができます。

キャッチセールス・アポイントメントセールス

販売目的を隠して、高価な商品やサービスなどを契約させる商法。

キャッチセールスは、街頭でアンケート調査などと呼び止めて営業所などに誘う手口。

アポイントメントセールスは、電話などで「当選したので賞品を取りに来て」と誘いだす手口。



アドバイス

- 安易に呼びかけや、呼び出しに応じない。
- 必要ない場合は、きっぱりと断る。
- 分割やローンを勧められても安易に契約しない。
- クーリング・オフ（契約から8日間）ができます。

利殖商法

「値上がり確実」「必ずもうかる」など利益になることを強調して、投資や未公開株、社債、ファンド、外国通貨などの金融商品を契約させる商法。過去に被害にあった人を狙った二次被害も発生しています。

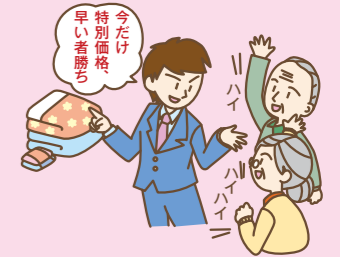


アドバイス

- 株や投資には損失が伴います。十分な知識がなければ、安易に手をださない。
- 「必ずもうかる」「元本保証」など、利益ばかり強調されたら、信用せずに断りましょう。

催眠商法(SF商法)

日用品などを無料で配るなどして得た気分になせ、会場の雰囲気を盛り上げて、最終的に高額な商品売りつける商法。



アドバイス

- 無料で物がもらえるというだけで、安易に会場に行かない。
- 「今だけお得」「あなただけ特別」「買わなきゃ損」などの誘い文句には要注意。
- クーリング・オフ（契約から8日間）ができます。

内職商法(サイドビジネス商法)

「簡単な仕事で高収入」「副収入になる」などという広告で勧誘し、仕事のために必要な教材や材料などを購入させる商法。



アドバイス

- 物品などの購入が必要な仕事には注意する。
- 簡単に収入は得られません。実際に仕事ができる保証もありません。
- クーリング・オフ（契約から20日間）ができます。

多重債務

自分の返済可能な金額以上の借金を重ねて、返済が困難な状態になること。



アドバイス

- 計画を立ててお金の使い道を管理する。
- 返済のための借り入れはしない。
- クレジットカード払いは、後払いの借金です。
- クレジットカードの枚数は最小限にする。
- 高金利のヤミ金融は利用しない。
- 安易に連帯保証人にならない。
- 解決する方法は必ずあります。早めに相談しましょう。

クーリング・オフを利用しましょう

クーリング・オフとは

訪問販売などで、消費者が契約や申し込みをしてしまった場合でも、一定期間内であれば、一定の条件のもと解除できる制度です。

クーリング・オフ可能期間

- 訪問販売（訪問販売、キャッチセールス、催眠商法、アポイントメントセールスなど） 8日
- 電話勧誘販売 8日
- 特定継続的役務提供（エステティック、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス） 8日
- 連鎖販売取引（マルチ商法） 20日
- 業務提供誘引販売取引（内職商法） 20日

クーリング・オフができない取引

3,000円未満の現金取引、店舗での買い物、カタログ販売、テレビショッピング、インターネットでの買い物などはクーリング・オフできません。注文する前に返品条件について確認しましょう。

クーリング・オフは書面で

- クーリング・オフの通知はハガキなどの書面で行います。
- ハガキを使用する場合は、証拠として両面をコピーして手元に残し、書面は「特定記録郵便」など発信日の記録が残る方法で送付しましょう。
- 関係書類は5年間保管しましょう。

クーリング・オフ期間が過ぎても、契約を取り消せる場合があります。あきらめずに、消費生活相談窓口へ相談しましょう！

クレジット契約をしている場合

クレジット会社と販売会社へ同時に通知します。

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇〇円
販売会社 株式会社×××
営業所
担当者 △△△△
クレジット会社 △△△株式会社

平成〇〇年〇月〇日
〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇番地
氏名 〇〇〇〇

クレジット契約をしていない場合

販売会社のみへ通知します。

通知書

次の契約を解除します。

契約年月日 平成〇〇年〇月〇日
商品名 〇〇〇〇
契約金額 〇〇〇〇〇〇円
販売会社 株式会社×××
営業所
担当者 △△△△

支払った代金〇〇〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。

平成〇〇年〇月〇日
〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇番地
氏名 〇〇〇〇

困ったときは、ひとりで悩まないで相談しましょう

相談・問合せ先

秘密は厳守します。相談は無料です。

亶理町消費生活相談窓口（亶理町役場 町民生活課）

☎0223-34-1113

【相談受付時間】平日 9:00~15:45（土・日・祝日、年末年始は除く）
〒989-2393 亶理町字下小路7-4

宮城県大河原地方振興事務所 県民サービスセンター

☎0224-52-5700

【相談受付時間】平日 9:00~16:00（土・日・祝日、年末年始は除く）
〒989-1243 大河原町字南129-1 大河原合同庁舎

宮城県消費生活センター（宮城県庁1階）

☎022-261-5161

【相談受付時間】平日 9:00~17:00（祝日、年末年始は除く）
土曜日・日曜日 9:00~16:00
〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1

ホームページ [宮城県消費生活センター](#) 検索

消費者ホットライン ☎0570-064-370

受付時間により、町・県・国の相談窓口につながります。

相談窓口

